

那 霸 市 公 報

第 1 9 0 3 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 規 則 ◇

- 那 霸 市 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 日 及 び 休 暇 に 関 する 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (人 事 課) 1883
- 那 霸 市 開 発 行 為 の 許 可 等 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (建 築 指 導 課) 1886
- 那 霸 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 日 及 び 休 暇 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (人 事 課) 1896

◇ 告 示 ◇

- 建 築 基 準 法 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に よ る 道 路 の 廃 止 に つ い て (建 築 指 導 課) 1902
- 那 霸 市 古 波 蔵 児 童 館 の 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て (こ ど も 教 育 保 育 課) 1903

◇ 公 告 ◇

- 開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了 に つ い て (建 築 指 導 課) 1904
- 令 和 8 年 度 那 霸 市 庁 舎 等 清 掃 業 務 及 び 警 備 業 務 委 託 に 係 る 入 札 の 実 施 に つ い て (管 財 課) 1905
- 都 市 計 画 の 図 書 の 写 し の 縦 覧 に つ い て (都 市 計 画 課) 1918
- 都 市 公 園 の 設 置 及 び 供 用 開 始 に つ い て (公 園 管 理 課) 1919
- 消 防 局 デ ジ タ ル 複 合 機 貸 貸 借 及 び 保 守 点 検 業 務 契 約 に 係 る 制 限 付 一 般 競 争 入 札 に つ い て (消 防 局 総 務 課) 1921
- 令 和 8 年 度 那 霸 市 公 共 施 設 等 の 一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 の 業 務 委 託 に 係 る 入 札 の 実 施 に つ い て (管 財 課) 1924

- 那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理の制限付一般競争入札の実施について (管財課) 1930
- 那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について (長期継続契約) (管財課) 1934
- 那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借の制限付一般競争入札の実施について (管財課) 1939
- 機密文書再生処理業務委託に係る単価契約の制限付一般競争入札の実施について (管財課) 1943
- 那覇市役所本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託の入札の実施について (長期継続契約) (管財課) 1948
- 那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について (管財課) 1953
- 那覇市役所本庁舎等中央監視業務委託の制限付一般競争入札の実施について (長期継続契約) (管財課) 1958
- 令和 8 年度エコマール那覇重機類保守点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について (クリーン推進課) 1963

◇選挙管理委員会告示◇

- 期日前投票所における職務代理者の氏名等の変更について 1965
- 期日前投票所における職務代理者の氏名等の変更について 1966
- 投票管理者の氏名等の変更について 1967
- 投票管理者の氏名等の変更について 1968

規 則

那霸市規則第 5 号
令和 8 年 2 月 9 日
公 布 済

那霸市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第21条の2、第23条、第25条関係)

号	休暇を受ける場合	期間	
[略]			
18	[略]	[略]	
			血族 姻族
		1親等の直系尊属(父母)	[略]
		1親等の直系卑属(子)	5日 [略]
		2親等の直系尊属(祖父母)	[略]
		2親等の直系卑属(孫)	
		2親等の傍系者(兄弟姉妹)	
		3親等の直系尊属(曾祖父母)	
		3親等の傍系尊属(おじ、おば)	
		3親等の傍系卑属(おい、めい)	
[略]			

備考

1～4 [略]

5 第18号において、いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族(父母及び子)に準ずる。

6 第18号において、配偶者等及び血族の父母、子であって遠隔の地にある場合は、往復の日数を加算することができる。

[改正後 別記]

別表第2(第21条の2、第23条、第25条関係)

号	休暇を受ける場合	期間
[略]		
18	[略]	[略]

	血族	姻族
<u>父母</u>	[略]	
<u>子</u>	<u>7日</u>	[略]
<u>祖父母</u>	[略]	
<u>孫</u>		
<u>兄弟姉妹</u>		
<u>曾祖父母</u>		
<u>おじ又はおば</u>		
<u>おい又はめい</u>		
[略]		

備考

1～4 [略]

5 第18号において、祖父母、おじ又はおばが死亡した場合であって、その者を職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受けるときは、父母が死亡した場合に準ずるものとする。

6 第18号において、葬儀のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、往復に通常要する日数を加算することができる。

那霸市規則第 6 号
令和 8 年 2 月 9 日
公 布 済

那霸市開発行為の許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市開発行為の許可等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市開発行為の許可等に関する規則(平成24年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事前協議)</p> <p>第3条 条例第3条の規定による協議をしようとする者は、開発計画事前協議申請書(第1号様式)に、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 開発計画説明書(第2号様式)</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(開発許可の申請等)</p> <p>第4条 法第29条第1項の許可を受けようとする者は、法第30条第1項の申請書に、同条第2項に規定する書面及び図書のほか、次に掲げる図書(主として、自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。)にあっては、第2号から第9号までに掲げる図書を除く。)を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 設計者の資格に関する申告書(第3号様式)</p> <p>(2) 申請者の資力及び信用に関する申告書(第4号様式)</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>(5) 申請者の事業経歴書(第5号様式)</p> <p>(6) 工事施行者の能力に関する申告書(第6号様式)</p> <p>(7)～(8) [略]</p> <p>(9) 工事施行者の工事経歴書(第7号様式)</p> <p>(10)～(19) [略]</p>	<p>(事前協議)</p> <p>第3条 条例第3条の規定による協議をしようとする者は、開発計画事前協議申請書に、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 開発計画説明書</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(開発許可の申請等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) 設計者の資格に関する申告書</p> <p>(2) 申請者の資力及び信用に関する申告書</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>(5) 申請者の事業経歴書</p> <p>(6) 工事施行者の能力に関する申告書</p> <p>(7)～(8) [略]</p> <p>(9) 工事施行者の工事経歴書</p> <p>(10)～(19) [略]</p>

<p>2 [略]</p> <p>3 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)第16条第2項の設計説明書は、設計説明書(第8号様式)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 従前の公共施設一覧表(第9号様式)</p> <p>(2) 新設する公共施設一覧表(第10号様式)</p> <p>(3) 付替えに係る公共施設一覧表(第11号様式)</p> <p>(4) 工事概要書(第12号様式)</p> <p>(5) [略]</p> <p>4 省令第17条第1項第3号に規定する相当数の同意を得たことを証する書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 開発行為施行等同意書(第13号様式)</p> <p>(2) [略]</p> <p>5 市長は、法第35条第1項の規定による許可の処分をしたときは開発行為許可通知書(第14号様式)を、不許可の処分をしたときは開発行為不許可通知書(第15号様式)を第1項の規定による申請をした者に対し交付するものとする。</p> <p>(開発行為の協議の申出等)</p> <p>第5条 法第34条の2第1項の協議をしようとする者は、開発行為協議申出書(第16号様式)に、法第30条第2項に規定する書面及び図書のほか、前条第1項各号(第2号から第9号までを除く。)に掲げる図書を添付して市長に申し出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、第1項の協議が成立したときは、同項の規定による申出をした者に対し、開発行為協議同意通知書(第17号様式)を交付するものとする。</p> <p>(開発許可標識の設置)</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)第16条第2項の設計説明書は、設計説明書によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 従前の公共施設一覧表</p> <p>(2) 新設する公共施設一覧表</p> <p>(3) 付替えに係る公共施設一覧表</p> <p>(4) 工事概要書</p> <p>(5) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(1) 開発行為施行等同意書</p> <p>(2) [略]</p> <p>5 市長は、法第35条第1項の規定による許可の処分をしたときは開発行為許可通知書を、不許可の処分をしたときは開発行為不許可通知書を第1項の規定による申請をした者に対し交付するものとする。</p> <p>(開発行為の協議の申出等)</p> <p>第5条 法第34条の2第1項の協議をしようとする者は、開発行為協議申出書に、法第30条第2項に規定する書面及び図書のほか、前条第1項各号(第2号から第9号までを除く。)に掲げる図書を添付して市長に申し出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、第1項の協議が成立したときは、同項の規定による申出をした者に対し、開発行為協議同意通知書を交付するものとする。</p> <p>(開発許可標識の設置)</p>
--	--

第6条 法第29条第1項又は法第35条の2第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手した日から法第36条第2項の検査済証の交付を受ける日までの間、当該許可に係る工事を行う場所において、公衆の見やすい位置に開発許可標識(第18号様式)を設置しなければならない。

(開発行為変更許可の申請等)

第7条 法第35条の2第1項の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書(第19号様式)に、変更事項が法第30条第1項第3号の設計の場合にあっては変更説明書及び変更設計図を、その他の場合にあっては変更説明書を添付して市長に申請しなければならない。

2～3 [略]

4 市長は、法第35条の2第1項の許可をしたときは、第1項の規定による申請をした者に対し、開発行為変更許可通知書(第20号様式)を交付するものとする。

(軽微な変更の届出)

第8条 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出は、開発行為変更届出書(第21号様式)によるものとする。

(開発行為変更協議の申出等)

第9条 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の協議をしようとする者は、開発行為変更協議申出書(第22号様式)に、変更事項が法第30条第1項第3号の設計の場合にあっては変更説明書及び変更設計図を、その他の場合にあっては変更説明書を添付して市長に申し出なければならない。

2 [略]

3 市長は、第1項の協議が成立したときは、同項の規定による申出をした者に対し、開発行為変更協議同意通知書(第23号様式)を交付するものとする。

(工事着手の届出)

第6条 法第29条第1項又は法第35条の2第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手した日から法第36条第2項の検査済証の交付を受ける日までの間、当該許可に係る工事を行う場所において、公衆の見やすい位置に開発許可標識を設置しなければならない。

(開発行為変更許可の申請等)

第7条 法第35条の2第1項の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書に、変更事項が法第30条第1項第3号の設計の場合にあっては変更説明書及び変更設計図を、その他の場合にあっては変更説明書を添付して市長に申請しなければならない。

2～3 [略]

4 市長は、法第35条の2第1項の許可をしたときは、第1項の規定による申請をした者に対し、開発行為変更許可通知書を交付するものとする。

(軽微な変更の届出)

第8条 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出は、開発行為変更届出書によるものとする。

(開発行為変更協議の申出等)

第9条 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の協議をしようとする者は、開発行為変更協議申出書に、変更事項が法第30条第1項第3号の設計の場合にあっては変更説明書及び変更設計図を、その他の場合にあっては変更説明書を添付して市長に申し出なければならない。

2 [略]

3 市長は、第1項の協議が成立したときは、同項の規定による申出をした者に対し、開発行為変更協議同意通知書を交付するものとする。

(工事着手の届出)

第10条 法第29条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかにその旨を工事着手届出書(第24号様式)により市長に届け出なければならない。

(開発工事完了公告前の建築等承認の申請等)

第14条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、開発工事完了公告前の建築等承認申請書(第25号様式)を市長に提出しなければならない。

2 [略]

3 市長は、第1項の承認をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、開発工事完了公告前の建築等承認通知書(第26号様式)を交付するものとする。

(建築物の特例許可の申請等)

第15条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書(第27号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 建築物概要書(第28号様式)

(2)～(3) [略]

(4) 建築物平面図(縮尺200分の1以上100分の1以下のものとし、当該許可の申請が建築物の高さの制限に係るときは、高さを表示する立面図を含む。)

(5) [略]

3 市長は、第1項の許可をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、建築物特例許可通知書(第29号様式)を交付するものとする。

(予定建築物等以外の建築等許可の申請等)

第16条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書(第30号

第10条 法第29条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかにその旨を工事着手届出書により市長に届け出なければならない。

(開発工事完了公告前の建築等承認の申請等)

第14条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、開発工事完了公告前の建築等承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 [略]

3 市長は、第1項の承認をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、開発工事完了公告前の建築等承認通知書を交付するものとする。

(建築物の特例許可の申請等)

第15条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 [略]

(1) 建築物の概要書

(2)～(3) [略]

(4) 建築物の平面図(縮尺200分の1以上100分の1以下のものとし、当該許可の申請が建築物の高さの制限に係るときは、高さを表示する立面図を含む。)

(5) [略]

3 市長は、第1項の許可をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、建築物特例許可通知書を交付するものとする。

(予定建築物等以外の建築等許可の申請等)

第16条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書を市長に

<p>様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、第1項の許可をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、予定建築物等以外の建築等許可通知書(第31号様式)を交付するものとする。</p> <p>(予定建築物等以外の建築等協議の申出等)</p> <p>第17条 法第42条第2項の協議をしようとする者は、予定建築物等以外の建築等協議申出書(第32号様式)により市長に申し出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、第1項の協議が成立したときは、同項の規定による申出をした者に対し、予定建築物等以外の建築等同意通知書(第33号様式)を交付するものとする。</p> <p>(開発許可を受けた土地以外の土地における建築物等の許可の申請等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の許可をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書(第34号様式)を交付するものとする。</p> <p>(開発許可を受けた土地以外の土地における建築物等の協議の申出等)</p> <p>第19条 法第43条第3項の協議をしようとする者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書(第35号様式)に、省令第34条第2項に規定する図書のほか、第15条第2項各号(第2号及び第3号を除く。)に掲げる図書を添付して市長に申し出なければならない。この場合において、同項第1号及び第4号中「建築物」とあるのは、「建築物又は第一種特定工作物」と読み替えるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の協議が成立したときは、</p>	<p>提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、第1項の許可をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、予定建築物等以外の建築等許可通知書を交付するものとする。</p> <p>(予定建築物等以外の建築等協議の申出等)</p> <p>第17条 法第42条第2項の協議をしようとする者は、予定建築物等以外の建築等協議申出書により市長に申し出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、第1項の協議が成立したときは、同項の規定による申出をした者に対し、予定建築物等以外の建築等同意通知書を交付するものとする。</p> <p>(開発許可を受けた土地以外の土地における建築物等の許可の申請等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の許可をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書を交付するものとする。</p> <p>(開発許可を受けた土地以外の土地における建築物等の協議の申出等)</p> <p>第19条 法第43条第3項の協議をしようとする者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書に、省令第34条第2項に規定する図書のほか、第15条第2項各号(第2号及び第3号を除く。)に掲げる図書を添付して市長に申し出なければならない。この場合において、同項第1号及び第4号中「建築物」とあるのは、「建築物又は第一種特定工作物」と読み替えるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の協議が成立したときは、</p>
---	--

同項の規定による申出をした者に対し、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議同意通知書(第36号様式)を交付するものとする。

(許可に基づく地位の承継の届出)

第20条 法第44条の規定により被承継人が有していた地位を承継した者は、当該承継の事由が生じた日から7日以内に、地位承継届出書(第37号様式)に、地位を承継したことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(開発許可に基づく地位の承継承認の申請等)

第21条 法第45条の承認を受けようとする者は、開発許可に基づく地位の承継承認申請書(第38号様式)に、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 市長は、前項の承認をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、開発許可に基づく地位承継承認通知書(第39号様式)を交付するものとする。

(開発登録簿の調書の様式)

第22条 省令第36条第1項の開発登録簿(以下「登録簿」という。)の調書は、開発登録簿(調書)(第40号様式)によるものとする。

(閲覧手続)

第25条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧申請書(第41号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録簿の写しの交付請求)

第28条 法第47条第5項の規定により登録簿の写しの交付を請求しようとするものは、開発登録簿の写しの交付請求書(第42号様式)を市長に提出しなければならない。

同項の規定による申出をした者に対し、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議同意通知書を交付するものとする。

(許可に基づく地位の承継の届出)

第20条 法第44条の規定により被承継人が有していた地位を承継した者は、当該承継の事由が生じた日から7日以内に、地位承継届出書に、地位を承継したことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(開発許可に基づく地位の承継承認の申請等)

第21条 法第45条の承認を受けようとする者は、開発許可に基づく地位の承継承認申請書に、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 市長は、前項の承認をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、開発許可に基づく地位承継承認通知書を交付するものとする。

(開発登録簿の調書の様式)

第22条 省令第36条第1項の開発登録簿(以下「登録簿」という。)の調書は、開発登録簿(調書)によるものとする。

(閲覧手続)

第25条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧申請書を市長に提出しなければならない。

(登録簿の写しの交付請求)

第28条 法第47条第5項の規定により登録簿の写しの交付を請求しようとするものは、開発登録簿の写しの交付請求書を市長に提出しなければならない。

<p>(<u>開発許可を要しないことの証明</u>)</p> <p>第30条 <u>法第29条第1項の許可を要しないことの証明を申請しようとする者は、開発許可不要証明申請書(第43号様式)に、実施する事業に係る次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2 前項の規定による証明は、<u>開発許可不要証明書(第44号様式)</u>を交付することにより行うものとする。</p> <p>(提出書類の部数)</p> <p>第31条 法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する次に掲げる申請書又は申出書及びこれらに添付する図書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>開発許可不要証明申請書</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第32条 [略]</p> <p>第1号様式(第3条関係) [略]</p> <p>第2号様式(第3条関係) [略]</p> <p>第3号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第4号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第5号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第6号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第7号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第8号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第9号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第10号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第11号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第12号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第13号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第14号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第15号様式(第4条関係) [略]</p>	<p>(<u>開発行為等に関する証明</u>)</p> <p>第30条 <u>省令第60条の規定による証明書(法第53条第1項の規定に係るものを除く。)</u>の交付を受けようとする者は、<u>開発行為等適合証明申請書</u>に、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2 前項に規定する交付は、<u>開発行為等適合証明書</u>を交付することにより行うものとする。</p> <p>(提出書類の部数)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>開発行為等適合証明申請書</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(様式)</p> <p>第32条 <u>この規則の施行に関し必要な文書の様式は、市長が定める。</u></p> <p>第33条 [略]</p>
---	---

第16号様式(第5条関係)	[略]
第17号様式(第5条関係)	[略]
第18号様式(第6条関係)	[略]
第19号様式(第7条関係)	[略]
第20号様式(第7条関係)	[略]
第21号様式(第8条関係)	[略]
第22号様式(第9条関係)	[略]
第23号様式(第9条関係)	[略]
第24号様式(第10条関係)	[略]
第25号様式(第14条関係)	[略]
第26号様式(第14条関係)	[略]
第27号様式(第15条関係)	[略]
第28号様式(第15条関係)	[略]
第29号様式(第15条関係)	[略]
第30号様式(第16条関係)	[略]
第31号様式(第16条関係)	[略]
第32号様式(第17条関係)	[略]
第33号様式(第17条関係)	[略]
第34号様式(第18条関係)	[略]
第35号様式(第19条関係)	[略]
第36号様式(第19条関係)	[略]
第37号様式(第20条関係)	[略]
第38号様式(第21条関係)	[略]
第39号様式(第21条関係)	[略]
第40号様式(第22条関係)	[略]
第41号様式(第25条関係)	[略]
第42号様式(第28条関係)	[略]
第43号様式(第30条関係)	[略]
第44号様式(第30条関係)	[略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様

式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那霸市規則第 7 号
令和 8 年 2 月 9 日
公 布 済

那霸市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和2年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年休以外の休暇)</p> <p>第13条 任用職員に係る有給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p>	<p>(年休以外の休暇)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) <u>生後1年に達しない子を育てる任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回以内でそれぞれ30分以内で市長が定める期間</u></p> <p>(21) <u>任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)</u>が、<u>要介護者(勤務時間条例第6条の2第2項の要介護者をいう。以下同じ。)</u>の介護、<u>要介護者の通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において1日又は1時間を単位として5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</u></p> <p>(22) <u>任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者等(配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又は任用職員と</u></p>

- (20) [略]
- 2 任用職員に係る無給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。
- (1) 生後1年に達しない子を育てる任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回以内でそれぞれ30分以内で市長が定める期間
- (2) 任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、要介護者(勤務時間条例第6条の2第2項の要介護者をいう。以下同じ。)の介護、要介護者の通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において1日又は1時間を単位として5日(要介護者が2人

パートナーシップ(互いを人生のパートナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的、かつ、経済的又は物理的に支え合う、2人(その一方又は双方の性的指向(自己の恋愛又は性的欲求の対象となる性別についての指向をいう。))が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認(自己の性別についての認識をいう。)が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。)の関係をいう。)にある者のうち任命権者が認めるものをいう。別表第3において同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

- (23) [略]
- 2 [略]

<p><u>以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者等(配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又は任用職員とパートナーシップ(互いを人生のパートナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的、かつ、経済的又は物理的に支え合う、2人(その一方又は双方の性的指向(自己の恋愛又は性的欲求の対象となる性別についての指向をいう。))が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認(自己の性別についての認識をいう。))が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。))の関係をいう。))にある者のうち任命権者が認めるものをいう。別表第3において同じ。))、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>[別表第3 別記]</p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>[別表第3 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第13条関係)

親族	日数	
[略]		
	血族	姻族
1親等の直系尊属(父母)	[略]	
1親等の直系卑属(子)	5日	[略]
2親等の直系尊属(祖父母)	[略]	
2親等の直系卑属(孫)		
2親等の傍系者(兄弟姉妹)		
3親等の直系尊属(曾祖父母)		
3親等の傍系尊属(おじ、おば)		
3親等の傍系卑属(おい、めい)		

備考

- 1 [略]
- 2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族(父母及び子)に準ずる。
- 3 配偶者等及び血族の父母、子であって遠隔の地にある場合は、往復の日数を加算することができる。

[改正後 別記]

別表第3(第13条関係)

親族	日数	
[略]		
	血族	姻族
父母	[略]	
子	7日	[略]
祖父母	[略]	
孫		
兄弟姉妹		
曾祖父母		
おじ又はおば		
おい又はめい		

備考

- 1 [略]
- 2 祖父母、おじ又はおばが死亡した場合であって、その者を職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受けるときは、父母が死亡した場合に準ずるものとする。

- 3 葬儀のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、往復に通常要する日数を加算することができる。

告 示

那覇市告示第 506 号
令和 8 年 2 月 4 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり廃止したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 廃 止 番 号：第 7 号
- 2 廃 止 道 路 の 種 類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 廃 止 の 年 月 日：令和 8 年 2 月 4 日
- 3 廃 止 道 路 の 位 置：那覇市小禄泉原 1506 番 3 の一部、
1506 番 4 の一部
- 4 廃止道路の延長及び幅員等：幅員 5.0m, 昭和 44 年 4 月 30 日第 28 号の一部廃止

那覇市告示第 520 号
令和 8 年 2 月 9 日
掲 示 済

那覇市古波蔵児童館の指定管理者の指定について

那覇市古波蔵児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき令和 7 年 11 月定例議会において議決されましたので、那覇市児童館及び児童遊園条例(平成 17 年 9 月 30 日条例第 40 号)第 15 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

- 1 指定管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市古波蔵児童館
所在地 那覇市那覇市字国場 1169 番地 4

- 2 指定管理者となる団体
名 称 社会福祉法人 ポプラ会
所在地 那覇市壺川 2 丁目 5 番地 13
代表者 理事長 崎濱 毅史

- 3 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

公 告

那覇市公告第 723 号
令和 8 年 2 月 5 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
令和 6 年 6 月 26 日 第 R6-02 号
那覇市指令ま建指第 41-R6-02 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里崎山町四丁目 66 番
- 3 公共施設
防火水槽
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
浦添市前田一丁目 11 番 5-101 号
株式会社 大樹建設
代表取締役 翁長 盛榮
- 5 検査済証番号
令和 8 年 2 月 5 日 那ま建指第 226 号（工事完了）
令和 8 年 2 月 5 日 那ま建指第 225 号（公共施設工事完了）
- 6 工事完了年月日
令和 7 年 12 月 15 日

那覇市公告第 740 号
令和 8 年 2 月 16 日
掲 示 済

令和 8 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の実施
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6、那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項及び那覇市上下水道局契約事務規程（平成 17 年那覇市水道局規程第 1 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那 覇 市 長 知 念 覚
那覇市上下水道事業管理者 屋比久 猛義

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 ①令和 8 年度那覇市庁舎等清掃業務委託
(別表 1「清掃業務委託案件一覧」のとおり)
②令和 8 年度那覇市庁舎等警備業務委託
(別表 2「警備業務委託案件一覧」のとおり)
- (2) 履 行 場 所 別表 1、別表 2 のとおり
- (3) 履 行 内 容 各業務委託の仕様書のとおり
(仕様書は入札説明会にて配布)
- (4) 契 約 予 定 日 令和 8 年 4 月 1 日
ただし、契約形態が債務負担行為の案件については、令和 8 年 3 月 31 日までに契約締結を行う。
- (5) 履 行 期 間 別表 1、別表 2 のとおり
- (6) 最低制限価格 設定あり
(なお、最低制限価格は公表しない)
- (7) 特 記 事 項 ①履行期間が複数年度となる案件については、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する。
賃金水準に一定以上の変動がみられた場合に、2 年度目以降の契約金額を変更することができる。
②長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付す。
ア 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第 5 条第 1 項の名簿に登録されている者であること。

①清掃業務にあつては、「清掃業」又は「環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。

②警備業務にあつては、1号警備の登録を受けていること。なお、警備業務委託案件一覧(別表2)の案件番号3「那覇市保健所施設警備業務委託」については、1号警備及び2号警備の登録を受けていること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。

- (3) 沖縄県内に本店があること。

- (4) 本市内に、本店、支店又は営業所のいずれかがあること。

- (5) 清掃業務にあつては、「清掃業」又は「環境衛生総合管理業」に関して管轄する保健所の登録を受けていること。

- (6) 警備業務にあつては沖縄県公安委員会の認定を受けていること。

- (7) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は、同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

- (8) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

- (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)

- (10) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(9)に該当するものを除く。)

- (11) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)第 2 条第 2 号の欧州連合の供給者については、清掃業務委託案件一覧(別表 1)の案件番号「1~4」の案件に限り、上記(1)(3)(4)(5)にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

上記(1)に係る名簿に登録がない欧州連合の供給者が、那覇市庁舎等清掃業務委託競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次のア・イ・ウの方法によること。

ア 申請書配布及び受付期間：

令和 8 年 2 月 16 日(月)~令和 8 年 2 月 27 日(金)

イ 申請書配布方法：当市ホームページからダウンロード

ウ 申請要領：「欧州連合の供給者による令和 8 年度那覇市庁舎等清掃業務委託競争入札参加資格審査申請要領」参照。

エ 業務概要：別表 3 のとおり

3 契約条項を示す場所 各案件の所管課 (別表 1、別表 2 のとおり)

4 入札説明会の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	令和 8 年 3 月 6 日 (金) 受付 午前 9 時 00 分 説明 午前 9 時 10 分	令和 8 年 3 月 6 日 (金) 受付 午後 1 時 30 分 説明 午後 1 時 40 分
場所	那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 (那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)	

5 入札執行の日時など

(1) 入札執行の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	令和 8 年 3 月 23 日 (月) 受付 午前 9 時 00 分 説明 午前 9 時 10 分 入札 午前 9 時 30 分	令和 8 年 3 月 23 日 (月) 受付 午後 1 時 30 分 説明 午後 1 時 40 分 入札 午後 2 時 00 分
場所	那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 (那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)	

(2) 入札時提出書類

ア 入札書 (本市様式)

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状 (本市様式)

(3) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。) が契約金額となる。

(4) 特記事項

この公告 (債務負担行為の案件を除く) は、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 8 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

6 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づく場合は免除する。※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

7 契約保証金

契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を納付しなければならない。ただし、那覇市契約規則第 30 条第 1 項の規定に該当する場合は免除することもある。

8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑証明書の印または使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3回目の場合は、初度及び2回目）の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 落札の件数制限に違反した入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札の件数制限

落札できる件数は、清掃業務委託及び警備業務委託のそれぞれにおいて次の表のとおりとする。

なお、落札の件数制限は、本入札において落札した案件を対象とする。（令和6年度以前の契約で複数年契約（長期継続契約等）は、落札の件数制限の対象とはしない。）

	清 掃 及 び 警 備
Aランクの者	A級1件及びB級1件
	A級1件及びC級1件
	B級2件
	B級1件及びC級1件
	C級2件
Bランクの者	B級1件
	C級2件
Cランクの者	C級1件

10 落札者の決定の方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

11 落札決定後の提出書類 (落札者のみ提出)

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守誓約書 (本市様式) を各案件の所管課へ提出すること。

12 正当報酬受領証の提出

契約を締結した者は、各案件の仕様書又は契約書に定めるとおり、正当報酬受領証の写しを提出すること。

13 お問合せ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

別表 1 : 清掃業務委託案件一覧

案件番号	等級	件名	施設名	契約形態	契約年数(履行年数)	履行期間		所管課
						開始年月日	終了年月日	
1	A	那覇市役所本庁舎清掃業務委託B	那覇市役所本庁舎	長期継続契約	2年	令和8年4月1日	令和10年3月31日	管財課
2	A	那覇市役所本庁舎清掃業務委託A	那覇市役所本庁舎	長期継続契約	2年	令和8年4月1日	令和10年3月31日	管財課
3	A	那覇市公民館・図書館・石嶺プール及び人材育成センター清掃業務委託	那覇市公民館・図書館・石嶺プール、人材育成センター	単年度	1年	令和8年4月1日	令和9年3月31日	中央公民館
4	A	那覇文化芸術劇場なは1と清掃業務委託	那覇文化芸術劇場なは1と	長期継続契約	3年	令和8年4月1日	令和11年3月31日	文化振興課
5	A	公設市場清掃業務委託	第一牧志公設市場	長期継続契約	2年	令和8年4月1日	令和10年3月31日	なはまち振興課
6	B	那覇市保健所施設清掃業務委託	那覇市保健所	長期継続契約	2年	令和8年4月1日	令和10年3月31日	保健総務課
7	B	なは市民協働プラザ清掃業務委託	なは市民協働プラザ	長期継続契約	2年	令和8年4月1日	令和10年3月31日	まちづくり協働推進課
8	B	令和8・9年度 交通広場及びおもしろまち駅前広場情報センター清掃業務委託	交通広場及びおもしろまち駅前広場情報センター	債務負担行為	2年	令和8年4月1日	令和10年3月31日	道路管理課
9	B	ともかぜ振興会館清掃業務委託	ともかぜ振興会館	単年度	1年	令和8年4月1日	令和9年3月31日	平和交流・男女参画課

10	C	那覇市 IT 創造館清掃業務委託	那覇市 IT 創造館	単年度	1 年	令和 8 年 4 月 1 日	令和 9 年 3 月 31 日	商工農水課
11	C	那覇市歴史博物館清掃業務委託	那覇市歴史博物館	単年度	1 年	令和 8 年 4 月 1 日	令和 9 年 3 月 31 日	文化財課

別表 2 : 警備業務委託案件一覧

案件番号	等級	件名	施設名	契約形態	契約年数(履行年数)	履行期間		所管課
						開始年月日	終了年月日	
1	A	那覇文化芸術劇場なは一と警備業務委託	那覇文化芸術劇場なは一と	長期継続契約	3 年	令和 8 年 4 月 1 日	令和 11 年 3 月 31 日	文化振興課
2	A	那覇市役所本庁舎保安警備及び駐車場管理業務委託	那覇市役所本庁舎	長期継続契約	2 年	令和 8 年 4 月 1 日	令和 10 年 3 月 31 日	管財課
3	A	那覇市上下水道局庁舎警備及び電話受付業務委託	那覇市上下水道局庁舎	長期継続契約	3 年	令和 8 年 4 月 1 日	令和 11 年 3 月 31 日	総務課
4	A	那覇市保健所施設警備業務委託	那覇市保健所	長期継続契約	2 年	令和 8 年 4 月 1 日	令和 10 年 3 月 31 日	保健総務課
5	A	令和 8・9 年度都市公園巡回警備業務委託	那覇市が管理する公園	債務負担行為	2 年	令和 8 年 4 月 1 日	令和 10 年 3 月 31 日	公園管理課
6	A	公設市場警備保安業務委託	第一牧志公設市場	長期継続契約	2 年	令和 8 年 4 月 1 日	令和 10 年 3 月 31 日	なはまちなは振興課
7	A	なは市民協働プラザ警備業務委託	なは市民協働プラザ	長期継続契約	2 年	令和 8 年 4 月 1 日	令和 10 年 3 月 31 日	まちづくり協働推進課

8	A	那覇市学校施設等警備業務委託 その1	安謝小学校外6校、こども園1園、小規模学校給食センター2施設	長期継続契約	5年	令和8年4月1日	令和13年3月31日	施設課
9	A	那覇市学校施設等警備業務委託 その2	城東小学校外6校、こども園3園	長期継続契約	5年	令和8年4月1日	令和13年3月31日	施設課
10	A	那覇市学校施設等警備業務委託 その3	真嘉比小学校外7校、こども園2園、小規模学校給食センター1施設 ※教育研究所(大道小学校内)含む	長期継続契約	5年	令和8年4月1日	令和13年3月31日	施設課
11	A	那覇市学校施設等警備業務委託 その4	泊小学校外5校、こども園4園、小規模学校給食センター1施設	長期継続契約	5年	令和8年4月1日	令和13年3月31日	施設課
12	A	那覇市学校施設等警備業務委託 その5	神原小学校外5校、こども園1園、小規模学校給食センター3施設 ※こども園給食センター含む(城岳小学校内)	長期継続契約	5年	令和8年4月1日	令和13年3月31日	施設課
13	A	那覇市学校施設等警備業務委託 その6	真和志小学校外5校、こども園2園、小規模学校給食センター1施設	長期継続契約	5年	令和8年4月1日	令和13年3月31日	施設課
14	A	那覇市学校施設等警備業務委託 その7	天妃小学校外5校、こども園2園、小規模学校給食センター2施設	長期継続契約	5年	令和8年4月1日	令和13年3月31日	施設課
15	A	那覇市学校施設等警備業務委託 その8	高良小学校外6校、こども園1園、小規模学校給食センター1施設	長期継続契約	5年	令和8年4月1日	令和13年3月31日	施設課
16	A	那覇市IT創造館警備業務委託	那覇市IT創造館	単年度	1年	令和8年4月1日	令和9年3月31日	商工農水課
17	A	明治橋貸切バス待機場運営管理業務	明治橋貸切バス待機場及び乗務員休憩所(所在地:那覇市通堂町1番)	単年度	1年	令和8年4月1日	令和9年3月31日	観光課

18	B	令和 8・9 年度 おもろまち駅前広場情報センター警備業務委託	おもろまち駅前広場情報センター	債務負担行為	2 年	令和 8 年 4 月 1 日	令和 10 年 3 月 31 日	道路管理課
19	C	令和 8 年度首里石嶺町雨水調整池巡回警備業務委託	首里石嶺町雨水調整池	債務負担行為	1 年	令和 8 年 4 月 1 日	令和 9 年 3 月 31 日	下水道課
20	C	令和 8 年度 中心市街地市管理道路巡回啓発業務委託	那覇市中心市街地市管理道路	単年度	1 年	令和 8 年 4 月 1 日	令和 9 年 3 月 31 日	道路管理課
21	C	エコマール那覇等施設警備業務委託	エコマール那覇 浸出水処理施設	長期継続契約	5 年	令和 8 年 4 月 1 日	令和 13 年 3 月 31 日	クリーン推進課
22	C	那覇市し尿等下水道放流施設警備業務委託	那覇市し尿等下水道放流施設	長期継続契約	3 年	令和 8 年 4 月 1 日	令和 11 年 3 月 31 日	クリーン推進課

別表3:業務概要表

案件①	那覇市役所本庁舎清掃業務委託B		
履行期間	2026年4月1日 ~ 2028年3月31日 (24か月)		
契約形態	長期継続契約		
施設名 所在地 施設の規模	那覇市役所本庁舎	〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 6階~12階,屋上,地下1、2階	7,683.89 m ²
業務概要	<p>1 清掃内容</p> <p>(1)主な日常清掃</p> <p>①玄関・廊下・階段等の掃き・拭き掃除</p> <p>②外階段(3階まで)の掃き掃除</p> <p>③トイレ清掃</p> <p>④紙屑等の処理</p> <p>⑤ウォータークーラー・給湯室の清掃</p> <p>(2)主な定期清掃</p> <p>①床面の洗浄</p> <p>②窓ガラス及び庁舎内のガラス拭き</p> <p>③トイレ等の洗剤使用による洗浄</p> <p>2 清掃時間</p> <p>(1)日常清掃(1日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。)</p> <p>那覇市の休日を定める条例に定める休日を除いた日、及び、12月29日とし、ごみ処理作業については17時30分~翌日8時までの間に行う。</p> <p>(2)定期清掃(週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。)</p> <p>那覇市役所本庁舎清掃業務実施基準表に定める周期で市の業務に支障のないよう市が定める休日に実施すること。</p>		

別表3:業務概要表

案件②	那覇市役所本庁舎清掃業務委託A		
履行期間	2026年4月1日 ~ 2028年3月31日 (24か月)		
契約形態	長期継続契約		
施設名 所在地 施設の規模	那覇市役所本庁舎	〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 1階~5階	8,696.85 m ²
業務概要	<p>1 清掃内容</p> <p>(1) 主な日常清掃</p> <p>① 玄関・廊下・階段等の掃き・拭き掃除</p> <p>② トイレ清掃</p> <p>③ ごみ箱の清掃</p> <p>④ ウォータークーラー・給湯室の清掃</p> <p>⑤ シャワー室・浴室(3階)の清掃</p> <p>(2) 主な定期清掃</p> <p>① 床面の洗浄及びWAX塗布</p> <p>② 窓ガラス及び庁舎内のガラス拭き</p> <p>③ トイレ等の洗剤使用による洗浄</p> <p>2 清掃時間</p> <p>(1) 日常清掃(1日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。)</p> <p>那覇市の休日を定める条例に定める休日を除いた日、及び、12月29日とし、ごみ処理作業については17時30分~翌日8時までの間に行う。</p> <p>(2) 定期清掃(週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。)</p> <p>那覇市役所本庁舎清掃業務実施基準表に定める周期で市の業務に支障のないよう市が定める休日に実施すること。</p>		

別表3:業務概要表

案件③	那覇市公民館・図書館・石嶺プール及び人材育成支援センター清掃業務委託		
履行期間	2026年4月1日 ~ 2027年3月31日 (12か月)		
契約形態	単年度契約		
施設名 所在地 施設の規模	(1)中央公民館・ 図書館	〒902-0064 那覇市寄宮1丁目2番15号	1,703.90 m ²
	(2)小禄南公民館・ 図書館	〒901-0145 那覇市高良2丁目7番1号	5,778.09 m ²
	(3)首里公民館・ 図書館	〒903-0812 那覇市首里当蔵町2丁目8番地2	3,710.67 m ²
	(4)若狭公民館・ 図書館	〒900-0031 那覇市若狭2丁目12番1号	988.07 m ²
	(5)石嶺公民館・ 図書館・プール	〒903-0804 那覇市首里石嶺町2丁目70番地9	2,945.38 m ²
	(6)繁多川公民館・ 図書館	〒902-0071 那覇市繁多川4丁目1番38号	1,632.00 m ²
	(7)牧志駅前ほしぞ ら公民館・図書館	〒902-0067 那覇市安里2丁目1番1号 さいおんスクエア3階	2,640.19 m ²
	(8)人材育成支援 センター	〒902-0073 那覇市字上間549番1	2,728.90 m ²
業務概要	<p>1、清掃内容</p> <p>(1)主な日常清掃</p> <p>①床面等の掃き・拭き掃除</p> <p>②紙屑等の処理</p> <p>③薬剤を用いての各部屋のドアノブ、電灯等のボタン、ロビーの机・椅子等の消毒</p> <p>④トイレ清掃</p> <p>⑤館の周辺(ピロティー含む)の清掃 など</p> <p>(2)主な定期清掃</p> <p>①床面ワックス塗り(1回/6か月※一部1回/1年)</p> <p>②窓ガラス拭き(1回/6か月※一部1回/1年)</p> <p>③敷地内の草刈り(3~6回/年)</p> <p>2、清掃時間</p> <p>(1)日常清掃は午前7時から正午まで (公民館・図書館・石嶺プール及び人材育成支援センターの各委託施設の休館日を除く)</p> <p>(2)牧志駅前ほしぞら公民館・図書館については、上記に加え、土・日曜日の午後1時から 午後4時まで、当該公民館・図書館の共用部分(玄関・廊下)とトイレを清掃する。</p> <p>(3)定期清掃は、館の業務に支障のないように行うこと(ワックス塗りは、休館日等)</p>		

別表3:業務概要表

案件④	那覇文化芸術劇場なは一と清掃業務委託		
履行期間	2026年4月1日 ~ 2029年3月31日 (36か月)		
契約形態	長期継続契約		
施設名 所在地 施設の規模	那覇文化芸術劇場 なは一と	〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地3-26-27 地下2階、地上6階	12,115.33 ㎡
業務概要	<p>1 清掃内容</p> <p>(1)主な日常清掃</p> <p>①玄関・廊下・階段・ロビーの掃き・拭き掃除</p> <p>②トイレ・シャワー室・更衣室の清掃</p> <p>③ごみ箱の清掃</p> <p>④事務室前室・休憩室・給湯室・エレベーター等の清掃</p> <p>⑤窓ガラスの清掃</p> <p>(2)主な定期清掃</p> <p>①床面の洗浄及びWAX塗布</p> <p>②天窓・窓間スペースの清掃</p> <p>③ウィルトンカーペットクリーニング</p> <p>(3)主な使用毎清掃</p> <p>①大・小劇場(ホワイエ等を含む)、楽屋、楽屋廊下、スタジオ、各トイレ等の清掃</p> <p>2 清掃時間</p> <p>(1)日常清掃(1日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。)</p> <p>休館日を除く毎日とし、開館時間9:00前の劇場業務に支障のない時間帯に行う。ただし、委託者に承諾を得た場合は、その限りではない。開館ごみ処理作業については午前8時30分までに完了すること。</p> <p>(2)定期清掃(週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。)</p> <p>実施時期及び清掃時間は、事前に委託者と協議すること。</p> <p>(3)使用毎清掃(当該区画が使用された後に行う)</p> <p>使用終了した時点から次の使用開始時点(1日に2回の公演がある場合には、1公演が終了した時点から次の公演の開場)までを原則とする。</p>		

那覇市公告第 742 号
令和 8 年 2 月 16 日
掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画臨港地区
- 2 都市計画の名称
「泊・新港臨港地区」
- 3 縦覧場所
那覇市 都市みらい部 都市計画課 (那覇市役所 9 階)

那覇市公告第 743 号
令和 8 年 2 月 16 日
掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号) 2 条の 2 及び都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号) 第 9 条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市都市みらい部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

記

公園の名称	森口公園
公園の位置	那覇市字小禄地内
供用開始の期日	令和 8 年 3 月 2 日
公園の区域	別紙位置図のとおり

位置図



詳細図



那覇市公告第 752 号
令和 8 年 2 月 18 日
掲 示 済

消防局デジタル複合機賃貸借及び保守点検業務契約に係る制限付一般競争入札について

件名のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 消防局デジタル複合機賃貸借及び保守点検業務契約
- (2) 履行場所 那覇市消防局庁舎（3・4・5階）、
他 7 署所（別紙 2 設置場所一覧のとおり）
- (3) 契約台数 10 台
- (4) 履行内容 別紙仕様書のとおり
- (5) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日
- (6) 特記事項 この入札に係る契約について、次に掲げる事項を明示する。
 - ア 当該契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条の規定に基づく長期継続契約であること。
 - イ 各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
 - ウ 予算の減額又は削除により契約の変更又は解除を行う場合があること。

2 入札参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
- (4) 令和 6・7 年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生

手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (7) 本件の公告の日から入札施行の日までの間に、「那覇市物品購入等競争入札取扱要綱」に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (8) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- (9) 沖縄県内に本社又は営業所等があること。

3 仕様書等の配布

- (1) 配布方法 那覇市ホームページに掲載する仕様書等をダウンロードして下さい。
※FAX、郵送での配布は行いません。

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 令和 8 年 3 月 5 日（木）午前 10 時から
- (2) 場所 那覇市消防局 4 階 会議室 1（那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号）

5 入札に係る契約についての質問の方法等

- (1) 質問方法 質問書（市指定様式）に質問の内容を入力し、次のメールアドレスに電子メールを送信する。（質問がない場合は不要）
E-mail : F-SOU001@city.naha.lg.jp
- (2) 質問期限 令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 5 時まで
- (3) 回 答 令和 8 年 3 月 10 日（火）までに那覇市ホームページに掲示

6 入札参加資格の確認等

- (1) 提出する書類
ア 入札参加資格確認申込書（市指定様式）
イ 契約実績証明書（市指定様式）
- (2) 提出方法 前各号に掲げる書類（原本）を郵送又は持参すること。
- (3) 提出期限 令和 8 年 3 月 10 日（火）午後 3 時まで
- (4) 提出先 那覇市消防局総務課
〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号 4 階

7 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和 8 年 3 月 12（木）午前 10 時から
- (2) 場所 那覇市消防局 4 階 会議室 1（那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号）

8 入札時提出書類

- (1) 入札書（市指定様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市指定様式）
※市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードして下さい。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。ただし、那覇市契約規則第 8 条各号のいずれかに該当するときは免除する。
- (2) 契約保証金 那覇市契約規則第 30 条各号のいずれかに該当するときは免除するが、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、契約金額の 100

分の 10 以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

10 入札の無効

那覇市契約規則第 14 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 落札者の決定方法

(1) 本件入札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべく者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その他の者を落札者とするができる。

(2) 同額の入札を行った入札参加者が 2 人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

12 その他

(1) 郵送による入札は認めません。提出された書類は返却いたしません。

13 問い合わせ先

那覇市消防局総務課

担当 與那覇・知念 T E L : 867-0119 FAX : 869-1190

E-mail : F-SOU001@city.naha.lg.jp

那覇市公告第 800 号
令和 8 年 3 月 2 日

令和 8 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬の業務委託に係る
入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那 覇 市 長 知 念 覚
那覇市上下水道事業管理者 屋比久 猛義

1 入札に付する事項

(1) 件 名 別表 1「那覇市公共施設等一般廃棄物収集運搬業務委託案件一覧」のとおり
※それぞれ案件ごとに件名が異なります。

(2) 履行場所 別表 1 のとおり

(3) 履行内容 各業務委託の仕様書のとおり（仕様書は入札説明会にて配布）

(4) 契約予定日 令和 8 年 4 月 1 日

(5) 履行期間

ア 単年度契約案件（債務負担行為での単年度契約を含む）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

イ 長期継続契約案件

那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第 3 条に定める任意の期間

※長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。

長期継続契約案件の入札に係る契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に定める者に該当しないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められ

たものにあつては、入札参加停止期間を経過していること。

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号) 第 7 条第 1 項に基づき那覇市長の許可を受けた那覇市一般廃棄物収集運搬許可業者であること。
- (4) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。
(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(5)に該当するものを除く。)
- (7) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は、同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所 各案件の所管課 (別表 1 のとおり)

4 入札説明会の日時・場所

- (1) 日時 令和 8 年 3 月 10 日 (火)
午後 1 時 30 分受付 午後 1 時 45 分事前説明 午後 2 時入札説明会開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎(那覇市泉崎 1 - 1 - 1) 12 階 第 1 研修室 AB
※入札説明会当日に各業務委託の仕様書等を配布致します。仕様内容の質問については、各案件の所管課担当者よりご回答致します。

5 事前提出書類

- (1) 提出書類
 - ① 那覇市一般廃棄物収集運搬業許可証 (写し)
 - ② 印鑑証明書
 - ③ 市町村税完納証明書
- (2) 提出期日 令和 8 年 3 月 16 日 (月)
- (3) 提出方法 郵送または管財課窓口にて提出

6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日時 令和 8 年 3 月 24 日 (火)
午後 1 時 30 分受付 午後 1 時 45 分事前説明 午後 2 時入札開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎(那覇市泉崎 1 - 1 - 1) 12 階 第 1 研修室 AB
- (3) 入札方法 : 直接投函
- (4) 入札書の記載方法
入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。) が契約金額となる。
- (5) 入札時に必要な物
 - ① 入札書 (本市様式)
 - ② 代理人が入札する場合にあつては委任状 (本市様式)

(6) 特記事項

この公告は、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備
手続であり、本入札案件は、令和 8 年度当初予算成立後に効力を生じる案
件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場
合は、入札を延期又は中止する場合がある。

7 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項 2 号の規定に基づく場合は免除とする。た
だし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分
の 5 を支払うものとする。

8 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付
さなければならない。ただし、那覇市契約規則第 30 条第 1 項の規定に該当す
る場合は免除することもある。

- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又
は貸貸人が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契
約の締結

9 入札心得

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札書は、所定の様式（入札説明会のときに配布）に必要事項を記入し、記
名押印のうえ、所定の入札箱に投函しなければならない。
- (3) 入札金額は、単年度契約の場合は年額、長期継続契約の場合は複数年の総額
を記載しなければならない。
- (4) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前
に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。
委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押
印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をす
ることはできない。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができ
ない。
- (7) 入札執行回数は、3 回までとする。

10 無効の入札

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした
入札

- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

11 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。
- (4) 本庁舎駐車場は有料となっておりますので、来庁の際は公共交通機関をご利用下さい。

12 問い合わせ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 FAX 098-862-9352

別表 1 那覇市公共施設等一般廃棄物収集運搬業務委託案件一覧

案件番号	件名	施設数	対象施設	所管部	所管課	契約期間
1	学校ごみ処理業務委託（東地区）	35	那覇市立小学校（17校）・中学校（10校）・こども園（8校）	学校教育部（こどもみらい部）	学務課（こども政策課）	1年
2	学校ごみ処理業務委託（西地区）	32	那覇市立小学校（19校）・中学校（7校）・こども園（6校）	学校教育部（こどもみらい部）	学務課（こども政策課）	1年
3	令和8年度都市公園一般廃棄物処理業務委託	90	都市公園等施設数合計（90公園）	都市みらい部	公園管理課	1年
4	令和8年度・令和9年度みらいこども園等ごみ処理業務委託	8	宇栄原みらいこども園他3園、こども園給食センター2カ所、こども発達支援センター、壺屋児童館	こどもみらい部	こども政策課（こども教育保育課）	2年
5	令和8年度放置物等収集運搬業務委託	1910 路線	市道認定路線（道路）及び里道	都市みらい部	道路管理課	1年
6	那覇市役所本庁舎ごみ処理業務委託	1	那覇市役所本庁舎	総務部	管財課	2年
7	那覇市上下水道局庁舎一般廃棄物搬出業務委託	1	那覇市上下水道局	上下水道部	総務課	3年
8	令和8年度那覇市学校給食センター一般廃棄物収集運搬業務委託	3	首里学校給食センター 小禄学校給食センター 真和志学校給食センター	学校教育部	学校給食課	1年

案件 番号	件名	施設 数	対象施設	所管部	所管課	契約 期間
9	公民館・図書館及び人材育成支援センターごみ処理業務委託	7	①中央図書館（公民館を含む） ②若狭図書館（公民館を含む） ③繁多川図書館（公民館を含む） ④小禄南公民館（図書館を含む） ⑤首里公民館（図書館を含む） ⑥石嶺公民館（図書館・プールを含む） ⑦人材育成支援センターまーいまーい Naha	生涯学習部	中央公民館 石嶺公民館 G	1 年
10	那覇市保健所ごみ処理業務委託	1	那覇市保健所	健康部	保健総務課	1 年
11	令和 8 年度 識名霊園一般廃棄物収集運搬業務委託	1	那覇市識名霊園	環境部	環境保全課	1 年

那覇市公告第 801 号
令和 8 年 3 月 2 日

那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理の制限付
一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 : 那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理
- (2) 履行内容: 「那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理仕様書」のとおり
- (3) 履行場所: 那覇市役所本庁舎(所在地: 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)
- (4) 履行期間: 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- (5) 特記事項

この公告は、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 8 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市物品購入等入札参加者の資格等に関する要綱に基づく「物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 本市内に本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかがあること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)による。
- (5) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。

- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(6)に該当するものを除く。)
- (8) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

場所：那覇市ホームページ内

4 仕様書等の配布及び入札参加に必要な書類

(1) 仕様書等の配布

配布期間：令和 8 年 3 月 2 日 (月) ～令和 8 年 3 月 16 日 (月)

配布方法：仕様書を含む本市様式の書類について、那覇市のホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加申請方法

必要書類：ア 入札参加資格申請書 (本市様式)

イ 所在地確認資料 (本市様式)

申請期間：令和 8 年 3 月 2 日 (月) ～令和 8 年 3 月 16 日 (月)

(期限厳守)

申請方法：メールによる申し込み。

Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX：098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行うこと。

※メール本文に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載すること。

5 仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和 8 年 3 月 2 日 (月) ～令和 8 年 3 月 9 日 (月)

質問方法 質問書 (本市様式) を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは本公告 4 の (2) を参照。

回答日 令和 8 年 3 月 12 日 (木) までに回答

回答方法 入札参加申請を行った業者に対し、メールで回答する。

6 入札執行の日時及び場所など

(1) 日 時：令和 8 年 3 月 23 日 (月)

午後 3 時 30 分受付開始 午後 3 時 40 分入札開始

(2) 場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室

※本庁舎の駐車場は有料。

(3) 入札方法：直接投函

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。) が契約金額となる。

(5) 入札時に必要な物

①入札書 (本市様式)

②代理人が入札する場合にあつては委任状（本市様式）

③使用印鑑届（本市様式）（印鑑証明書の印と異なる印を使用する場合のみ提出）

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第 8 条第 1 項 2 号の規定に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

(1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。

(2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。

(3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

(4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。

(6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。

(8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人がした入札

(3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札

(4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札

(5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札

(6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

(7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は ¥ マークの記載がない入札

(8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札

- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3回目の場合は、初度及び2回目）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金に関する事項

落札者は、この契約締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問い合わせ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎5階）

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 802 号
令和 8 年 3 月 2 日那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施
について (長期継続契約)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 6 及び那覇市契約規則 (平成 26 年那覇市規則第 59 号) 第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託
- (2) 履行内容 「那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 那覇市役所本庁舎 (所在地: 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)
- (4) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 21 年那覇市条例第 41 号) 第 2 条第 2 項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(6) 特記事項

この公告は、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 8 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たさなければならない。

(1) 次のいずれにも該当すること

(ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号の登録があり、かつ第 2 号または第 8 号の登録があること。

(イ) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する清掃業制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (2) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。
- (3) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税に滞納のないこと。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（6）に該当するものを除く。）
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (9) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所
那覇市ホームページ内

4 仕様書の配布及び入札参加に必要な書類

- (1) 配布期間 令和 8 年 3 月 2 日(月)～令和 8 年 3 月 16 日(月)
配布方法 那覇市ホームページからダウンロード

- (2) 入札参加に必要な書類

必要書類：本公告 2 の (2) の資格者証の写し

提出期間：令和 8 年 3 月 2 日 (月) ～令和 8 年 3 月 16 日 (月)

(期限厳守)

提出方法：メールまたは FAX

Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX：098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行ってください。

※メールの場合はメール本文、FAX の場合は提出書類に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載してください。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間：令和 8 年 3 月 2 日(月)～令和 8 年 3 月 9 日 (月)
- (2) 質問方法：質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは本公告 4 の (2) を参照。

(3) 回答日：令和 8 年 3 月 12 日 (木) までに回答

(4) 回答方法：資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所など

(1) 日 時 令和 8 年 3 月 24 日 (火)

午前 11 時 15 分受付開始 午前 11 時 25 分入札開始

(2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階 501 会議室

※本庁舎の駐車場は有料です。

(3) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(4) 入札時に必要なもの

①入札書（本市様式）

②代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

③使用印鑑届（実印以外の代表者印を使用する場合のみ）（本市様式）

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロード

7 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項 2 号の規定に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

(1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。

(2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。

(3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

(4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。

(6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。

(8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22

年法律第 54 号) 等に抵触する行為を行ってはならない。

(9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は ¥ マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印 (代表者印は印鑑証明書の印または使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印) を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度 (3 回目の場合は、初度及び 2 回目) の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が 2 名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金

落札者は、この契約締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険
契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しないこととする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問い合わせ

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 803 号
令和 8 年 3 月 2 日

那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借
- (2) 履行内容：「那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借仕様書」のとおり
- (3) 履行場所：那覇市本庁舎（所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号）
- (4) 履行期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- (5) 特記事項：この公告は、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 8 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 沖縄県内に本社、支店または営業所があること。
- (2) 健康保険及び厚生年金保険に加入していること（加入義務がない場合を除く）
- (3) 雇用保険に加入していること（加入義務がない場合を除く）
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (5) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (6) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税に滞納のないこと。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（7）に該当するものを除く。）

- (9) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

- 3 契約条項を示す場所
那覇市ホームページ内

- 4 仕様書の配布及び入札参加に必要な書類

- (1) 配布期間 令和 8 年 3 月 2 日 (月) ~ 令和 8 年 3 月 16 日 (月)

配布方法 那覇市ホームページからダウンロード

- (2) 入札参加に必要な書類

必要書類：①業務実績表 (本市様式)

②労働保険証明書 (労災のみは不可) もしくは労働保険概算・確定申告書及び保険料納付の領収証書 (どちらも写し可)

③健康保険 (又は健康保険組合)・厚生年金 (加入・納入) 証明書 もしくは直近の保険料の領収書 (どちらも写し可)

④本市に市税等の納入義務があるものについては、納税証明 (本市税の滞納のない証明) および消費税の納税証明書 (未納額のない証明)

提出期間：令和 8 年 3 月 2 日 (月) ~ 令和 8 年 3 月 16 日 (月) (期限厳守)

提出方法：メールまたは FAX

Mail : S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX : 098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行ってください。

※メールの場合はメール本文、FAX の場合は提出書類に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載してください。

- 5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間：令和 8 年 3 月 2 日 (月) ~ 令和 8 年 3 月 9 日 (月)

- (2) 質問方法：質問書 (本市様式) を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。※メールアドレスは本公告 4 の (2) 参照。

- (3) 回答日：令和 8 年 3 月 12 日 (木) までに回答

- (4) 回答方法：4 (2) の書類提出を行った業者に対し、メールで回答します。

- 6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日 時：令和 8 年 3 月 24 日 (火)

午前 9 時 00 分受付開始 午前 9 時 10 分入札開始

- (2) 場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室

※本庁舎の駐車場は有料です。

- (3) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。) が契約金額となる。

- (4) 入札時に必要なもの

①入札書 (本市様式)

- ②代理人が入札する場合にあつては委任状 (本市様式)
- ③印鑑証明書 (原本)
- ④使用印鑑届 (実印以外の代表者印を使用する場合のみ) (本市様式)
 - ※様式等は、那覇市ホームページからダウンロード

7 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項 2 号の規定に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) 等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は ¥ マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印 (代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印) を欠いた入札

- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3回目の場合は、初度及び2回目）の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金

落札者は、この契約締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問合せ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎5階）
那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 804 号
令和 8 年 3 月 2 日

機密文書再生処理業務委託に係る単価契約の制限付一般競争入札の実
施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 機密文書再生処理業務委託
- (2) 履行内容 「機密文書再生処理業務委託に係る単価契約仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 那覇市役所本庁舎
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (4) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- (5) 特記事項：この公告は、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 8 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 裁断または溶解処理を行う処理場が那覇市役所本庁舎より 15 km 圏内にあること。
- (4) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (5) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

4 仕様書の配布期間及び入札参加申し込みについて

(1) 配布期間 令和8年3月2日(月)～令和8年3月16日(月)

配布方法 那覇市ホームページからダウンロード

(2) 申込期間：令和8年3月2日(月)～令和8年3月16日(月)

(期限厳守)

申込方法：メールまたはFAX

Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX：098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行ってください。

※メールの場合はメール本文、FAXの場合は提出書類に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載してください。

5 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問期間 令和8年3月2日(月)～令和8年3月9日(月)

(2) 質問方法 質問書(本市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは4(2)のとおり

(3) 回答日 令和8年3月12日(木)まで

(4) 回答方法 入札参加の申込を行った業者に対しメールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所など

(1) 日 時 令和8年3月24日(火)

午前9時30分受付開始 午前9時40分入札開始

(2) 場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階501会議室

※駐車場は有料です。

(3) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(4) 入札時に必要なもの

①入札書(本市様式)

②代理人が入札する場合にあっては委任状(本市様式)

③印鑑証明書(原本)

④使用印鑑届(実印以外の代表者印を使用する場合のみ)(本市様式)

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項第2号に基づき免除とする。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

8 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入はアラビア数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は ¥ マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3 回目の場合は、初度及び 2 回目）の入札に参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。

- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

11 落札者の決定方法

(1) 落札候補者

- ア 本件入札は、単価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を順次、順位を付する。なお、落札については保留し、入札資格審査後に落札者を決定する。
- イ 同額の入札を行なった入札参加者が 2 名以上いる場合は、くじにより順位を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

(2) 入札参加資格審査

- ア (1) において優先する順位の者 (以下「落札候補者」という。) について入札参加資格が審査され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格審査結果の通知に代えるものとする。
- イ 落札候補者が、次項に定める書類を提出した後に、入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
- ウ 落札者決定についてはホームページ上で公表する。

12 資格審査書類の提出 (落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

(1) 提出書類

- ア 入札資格審査申請書
- イ 納税証明書 (本市税の滞納のない証明書)
- ウ 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書 (本市様式)
- エ 本公告 2 (3) に示す処理場を確認できる書類 (本市様式)

(2) 提出期限

令和 8 年 3 月 27 日 (金) 午後 2 時 (※厳守)

13 契約保証金

落札者は、この契約締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、那覇市契約規則第 30 条第 3 号に該当する場合は免除する。また、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

14 その他

- (1) 入札参加者は、手交された仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しないこととする。
- (3) 提出された書類は返却しない。

15 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 805 号
令和 8 年 3 月 2 日

那覇市役所本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託の入札の実施について(長期継続契約)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市役所本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託
- (2) 履 行 内 容 「那覇市本庁舎自家用電気工作物保管管理業務委託仕様書」
のとおり
- (3) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎(以下「本庁舎」という。)
- (4) 履 行 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 21 年那覇市条例第 41 号)第 2 条第 2 項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(6) 特記事項

この公告は、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 8 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 那覇産業保安監督事務所の「電気保安法人一覧名簿(2022 年 6 月 20 日現在)」に登録されていること。
- (2) 業務従事者に電気主任技術者(第三種以上)の資格を有する者がいること。
- (3) 電気事業法施行規則第五十二条の二第二号ロ「別に告示する機械器具」を有

していること。

- (4) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税に滞納のないこと。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（7）に該当するものを除く。）
- (9) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

4 仕様書の配布期間及び入札参加申し込みについて

- (1) 配布期間 令和 8 年 3 月 2 日(月) ～ 令和 8 年 3 月 16 日(月)
配布方法 那覇市ホームページからダウンロード
- (2) 申請期間：令和 8 年 3 月 2 日(月) ～ 令和 8 年 3 月 16 日(月)
(期限厳守)

申請方法：メール

Mail : S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行ってください。

※メール本文に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、
③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載してください。

5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間 令和 8 年 3 月 2 日(月) ～ 令和 8 年 3 月 9 日(月)
- (2) 質問方法 質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは 4 (2) のとおり

- (3) 回答日 令和 8 年 3 月 12 日(木)まで
- (4) 回答方法 入札参加の申請を行った業者に対しメールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日 時 令和 8 年 3 月 23 日(月)
午前 11 時 00 分受付開始 午前 11 時 10 分入札開始

(2) 場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階501会議室

※駐車場は有料です。

(3) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(4) 入札時に必要なもの

①入札書（本市様式）

②代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

③印鑑証明書（原本）

④使用印鑑届（実印以外の代表者印を使用する場合のみ）（本市様式）

※様式等は那覇市ホームページからダウンロード

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項2号の規定に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

8 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3回までとする。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札

- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は〒マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2 回目・3 回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときはその者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

11 落札者の決定方法

(1) 落札候補者

ア 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を順次、順位を付する。なお、落札については保留し、入札資格審査後に落札者を決定する。

イ 同額の入札を行なった入札参加者が 2 名以上いる場合は、くじにより順位を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

(2) 入札参加資格審査

ア (1)において優先する順位の者（以下「落札候補者」という。）について入札参加資格が審査され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格審査結果の通知に代えるものとする。

イ 落札候補者が、次項に定める書類を提出した後に、入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

ウ 落札者決定についてはホームページ上で公表する。

12 資格審査書類の提出及び提出期限（落札候補者のみ）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市総務部管財課まで持参のうえ提出すること。ただし、本市法制契約課が管理する「建設工事等入

札参加資格者名簿」に登録されている者は、以下のウ～ケの書類の提出を免除する。なお、申請書類は令和 8 年 3 月 2 日現在で作成し、各証明書は令和 8 年 1 月 1 日以降に発行されたものを提出すること。

(1) 提出書類

- ア 入札資格審査申請書
- イ 誓約書 (本市様式)
- ウ 所在地見取図 (本市様式)
- エ 有資格者名簿 (本市様式)
- オ 履歴事項全部証明書
- カ 納税証明書 (本市税の滞納のない証明書)
- キ 労働保険 (労災・雇用) 加入証明書またはそれに代わるもの
- ク 社会保険 (健康保険・厚生年金保険) 加入証明書
- ケ 本公告 2 の (2) の資格者証の写し

(2) 提出期限

令和 8 年 3 月 25 日 (水) 午後 2 時 (※厳守)

13 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付すると。

- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は貸貸人が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

14 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に望むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

15 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番地 1 号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 806 号
令和 8 年 3 月 2 日

那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託の制限付一般競争入札の実施
について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託
- (2) 履行内容：「那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行場所：那覇市役所本庁舎（所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号）
- (4) 履行期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

- (6) 特記事項：この公告は、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 8 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の

要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。

- (5) 作業員に常勤の者で造園施工管理技術士の資格を有する者が 1 人以上いること。
- (6) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (7) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(8)に該当するものを除く。)
- (10) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

場所：那覇市ホームページ内

4 仕様書等の配布及び入札参加に必要な書類

- (1) 配布期間 令和 8 年 3 月 2 日(月)～令和 8 年 3 月 16 日(月)

配布方法 那覇市ホームページからダウンロード

- (2) 入札参加に必要な書類

必要書類：本公告 2 の (5) の資格者証の写し

提出期間：令和 8 年 3 月 2 日(月)～令和 8 年 3 月 16 日(月)

(期限厳守)

提出方法：メールまたは FAX による提出

Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX：098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行ってください。

※メールの場合はメール本文、FAX の場合は提出書類に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載すること。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間：令和 8 年 3 月 2 日(月)～令和 8 年 3 月 9 日(月)

- (2) 質問方法：質問書(本市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは公告 4 (2) を参照。

- (3) 回答日：令和 8 年 3 月 12 日(木)までに回答

- (4) 回答方法：資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日 時：令和 8 年 3 月 24 日(火)

10 時 00 分受付開始 10 時 10 分入札開始

- (2) 場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室

※本庁舎の駐車場は有料です。

(3) 入札方法：直接投函

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(5) 入札時に必要な物

①入札書（本市様式）

②代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

③使用印鑑届（実印以外の代表者印を使用する場合のみ）（本市様式）

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第 8 条第 1 項 2 号の規定に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

(1) 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。

(2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。

(3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

(4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。

(6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。

(8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人がした入札

- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑証明書の印または使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3回目の場合は、初度及び2回目）の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金に関する事項

落札者は、この契約締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。

- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問合せ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 (本庁舎5階)

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 807 号
令和 8 年 3 月 2 日

那覇市役所本庁舎等中央監視業務委託の制限付一般競争入札の実施について(長期継続契約)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 : 那覇市役所本庁舎等中央監視業務委託
- (2) 履行内容 : 「那覇市本庁舎等中央監視業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 : 那覇市役所本庁舎(所在地 : 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)
- (4) 履行期間 : 令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
- (5) 長期継続契約 :

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 21 年那覇市条例第 41 号)第 2 条第 2 項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(6) 特記事項 :

この公告は、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 8 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿」の業種「電気」又は「管」に登録されていること。または、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (2) 業務従事者に次の者がいること。
 - ・電気主任技術者（第三種以上）1人以上
- (3) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税に滞納のないこと。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（6）に該当するものを除く。）
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (9) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ内

4 仕様書の配布及び入札参加に必要な書類

- (1) 配布期間 令和 8 年 3 月 2 日（月）～令和 8 年 3 月 16 日（月）
配布方法 那覇市ホームページからダウンロード
- (2) 入札参加に必要な書類
必要書類：本公告 2 の（2）の資格者証の写し
提出期間：令和 8 年 3 月 2 日（月）～令和 8 年 3 月 16 日（月）
（期限厳守）
提出方法：メールまたは FAX
Mail : S-KANZAI001@city.naha.lg.jp
FAX : 098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行ってください。

※メールの場合はメール本文、FAX の場合は提出書類に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載してください。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間：令和 8 年 3 月 2 日（月）～令和 8 年 3 月 9 日（月）
- (2) 質問方法：質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは本公告 4 の（2）を参照。
- (3) 回答日：令和 8 年 3 月 12 日（木）までに回答

(4) 回答方法：資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所など

(1) 日 時：令和 8 年 3 月 24 日 (火)

午前 10 時 30 分受付開始 午前 10 時 40 分入札開始

(2) 場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室

※本庁舎の駐車場は有料です。

(3) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(4) 入札時に必要なもの

①入札書（本市様式）

②代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロード

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

(1) 入札参加者は、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

(2) 入札書、又は委任状は、所定の様式（入札説明のときに配布）に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。

(3) 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。

(4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人がした入札

(3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札

(4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札

(5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札

- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑証明書の印または使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3回目の場合は、初度及び2回目）の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 落札制限に違反した入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 最低制限価格未満の入札は失格とする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その他の者を落札者とすることができる。
- (4) 入札執行回数は、3回までとする。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に

臨むこと。

- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しないこととする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問合せ

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 808 号
令和 8 年 3 月 2 日

令和 8 年度エコマール那覇重機類保守点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 8 年度エコマール那覇重機類保守点検業務委託
- (2) 履行場所 エコマール那覇リサイクル棟（南風原町字新川 655 番地）
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格要件

- (1) 沖縄県内に本社もしくは営業所等があること。
- (2) 各メーカーの重機類の保守点検ができること。
- (3) 市町村税を完納していること。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (9) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (11) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

- (1) 入札説明会は行いませんので、入札案内及び仕様書を熟読してください。
- (2) 入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

-
- 4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答
質問期間 令和 8 年 3 月 10 日 (火) ~ 令和 7 年 3 月 16 日 (月)
質問方法 質問書 (市様式) を環境部クリーン推進課へ FAX すること。
回答日 令和 8 年 3 月 18 日 (水)
回答方法 FAX にて回答します。
- 5 入札執行の日時及び場所
日 時 令和 8 年 3 月 24 日 (火) 午前 10 時 00 分
場 所 南風原町字新川 650 番地
(那覇市・南風原クリーンセンター管理棟 2 階会議室)
- 6 入札時提出書類
(1) 入札書 (市様式)
(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状 (市様式)
- 7 入札保証金
那覇市契約規則第 8 条第 1 項の規定に基づく場合は免除することができる。
- 8 資格審査書類の提出 (落札候補者のみ提出)
(1) 入札参加資格審査申請書
(2) 業務実績調書 (市様式)
(3) 市町村税完納証明書の写し
(4) 商業登記簿の写し
(5) 誓約書兼同意書 (市様式)
(6) その他市長が必要と認める書類
- 9 入札の無効
入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
- 10 特記事項
この公告は、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる案件である。市議会により当該予算に係る議決が延期または否決された場合は、入札を延期または中止する場合がある。
- 11 問い合わせ先
那覇市環境部 クリーン推進課 管理グループ
電話 098-889-3567 FAX 098-888-1274

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 58 号
令 和 8 年 2 月 2 日
掲 示 済

期日前投票所における職務代理者の氏名等の変更について

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の職務代理者として選任した者を次のとおり変更する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 前原 常雄

1 期日前投票所 期日前第 1 投票所 那覇市役所 本庁舎

2 変更する者

(変更前)

日付	住所	氏名
2月7日	北谷町	金城 ゆりあ

(変更後)

日付	住所	氏名
2月7日	浦添市	儀武 小百合

那覇市選挙管理委員会告示第 59 号
令 和 8 年 2 月 3 日
掲 示 済

期日前投票所における職務代理者の氏名等の変更について

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の職務代理者として選任した者を次のとおり変更する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 前原 常雄

1 期日前投票所 期日前第 2 投票所 首里支所

2 変更する者

(変更前)

日付	住所	氏名
2月4日	那覇市	新垣 夏彦

(変更後)

日付	住所	氏名
2月4日	那覇市	眞榮平 大

那覇市選挙管理委員会告示第 60 号
令 和 8 年 2 月 3 日
掲 示 済

投票管理者の氏名等の変更について

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者として選任した者を次のとおり変更する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 前原 常雄

- 1 投票区と投票所
第 24 投票区 与儀小学校

- 2 変更する者
(変更前)

投票管理者	住所	氏名
	那覇市	伊覇 太

(変更後)

投票管理者	住所	氏名
	浦添市	真喜屋 学

那覇市選挙管理委員会告示第 61 号
令 和 8 年 2 月 6 日
掲 示 済

投票管理者の氏名等の変更について

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者として選任した者を次のとおり変更する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 前原 常雄

- 1 投票区と投票所
第 45 投票区 小禄南公民館

- 2 変更する者
(変更前)

投票管理者	住所	氏名
	那覇市	宮城 翔

(変更後)

投票管理者	住所	氏名
	那覇市	名嘉山 興平